目次中「第三条」を「第三条の三」に、「第二章　国外送金等に係る告知書及び調書の提出等（第四条―第九条）」を「第二章　国外送金等に係る告知書及び調書の提出等（第四条―第九条）　第二章の二　国外証券移管等に係る告知書及び調書の提出等（第九条の二―第九条の五）」に改める。

第一条中「「本人口座」」の下に「、「金融商品取引業者等」、「国内証券口座」」を、「、本人口座」の下に「、金融商品取引業者等、国内証券口座」を加える。

第三条中「及び次条第二項」を「、第三条の三及び第四条第二項」に改め、「。以下この条」の下に「及び第三条の三」を加える。

第一章中第三条の次に次の二条を加える。

（有価証券の範囲）

第三条の二　法第二条第八号に規定する政令で定める有価証券は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利及び所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第四条第三号に掲げる権利とする。

（金融商品取引業者等の営業所等の長による国内証券口座に係る氏名又は名称及び住所の確認）

第三条の三　法第二条第十三号の確認は、金融商品取引業者等の営業所等の長が、当該営業所等に国内証券口座が開設される者（既に国内証券口座が開設されている場合にあっては、当該国内証券口座が開設されている者）から提示を受けた第五条第一項各号に掲げるいずれかの書類に記載されたその者の氏名又は名称及び住所と、当該国内証券口座の名義人とした者の氏名又は名称及び住所とを照合することにより行うものとする。

第四条の見出し中「告知書」を「国外送金等に係る告知書」に改め、同条第一項第四号中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削る。

第五条の見出し中「告知書」を「国外送金等に係る告知書」に改め、同条第二項中「書類（次項及び次条」を「書類（次項、次条、第九条の三及び第九条の四」に改め、同条第三項中「並びに次条第一項及び第二項」を「、次条第一項及び第二項、第九条の三並びに第九条の四」に改める。

第九条第一項中「その本店又は主たる事務所の」を削り、「当該所在地の所轄税務署長」を「同条第一項に規定する税務署長」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第四条第四項の承認を受けようとする金融機関は、その名称及び所在地、同条第一項に規定する国外送金等調書の同条第二項に規定する記載事項を提供しようとする税務署長その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を同条第一項に規定する税務署長に提出しなければならない。

第九条に次の一項を加える。

4　第一項又は第二項の申請書の提出があった場合において、その申請書の提出の日から二月を経過する日までにその申請につき承認をし、又は承認をしないこととした旨の通知がなかったときは、同日においてその承認があったものとみなす。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二　国外証券移管等に係る告知書及び調書の提出等

（国外証券移管等に係る告知書の提出義務のない別表法人等の範囲）

第九条の二　法第四条の二第一項に規定する政令で定めるものは、国、第四条第一項各号に掲げる者及び外国の法令に準拠して当該国において銀行業又は金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業を行う法人とする。

（国外証券移管等に係る告知書の提出に係る住民票の写しその他の書類の提示等）

第九条の三　法第四条の二第一項の告知書を提出する者は、当該告知書の提出をする際、当該告知書の提出をする同項に規定する金融商品取引業者等の営業所等の長（次項及び次条において「金融商品取引業者等の営業所等の長」という。）に、確認書類を提示しなければならない。

2　法第四条の二第一項に規定する国外証券移管等（以下この項において「国外証券移管等」という。）をする者が、財務省令で定める者に該当する者である場合において、当該国外証券移管等に係る同条第一項に規定する告知書の提出を受ける金融商品取引業者等の営業所等の長が、当該国外証券移管等をする者の氏名又は名称及び住所を記載した帳簿書類（その者から提出を受けたその者の確認書類の写しの添付があるものに限る。）を備えているときは、当該国外証券移管等をする者は、前項の規定にかかわらず、当該告知書の提出をする際、当該金融商品取引業者等の営業所等の長に対して、確認書類の提示を要しないものとする。ただし、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所が当該帳簿書類に記載されているその者の氏名又は名称及び住所と異なるときは、この限りでない。

（金融商品取引業者等の営業所等の長の確認等）

第九条の四　金融商品取引業者等の営業所等の長は、法第四条の二第一項の規定による告知書の提出があった場合には、当該告知書に記載された氏名又は名称及び住所が、前条第一項の規定により提示を受けた確認書類に記載された氏名又は名称及び住所と同じであるかどうかを確認しなければならない。

2　前項に規定する場合において、同項の告知書の提出をした者が前条第二項本文の規定の適用を受けて確認書類の提示をしなかったときは、前項の金融商品取引業者等の営業所等の長は、同項の規定による確認に代えて、当該告知書に記載された氏名又は名称及び住所が、同条第二項に規定する帳簿書類に記載されているその者の氏名又は名称及び住所と同じであるかどうかを確認しなければならない。

3　金融商品取引業者等の営業所等の長は、第一項の規定による確認をした場合にあっては、当該確認に係る同項の告知書に前条第一項の規定により提示を受けた確認書類の名称を記載しておかなければならないものとし、前項の規定による確認をした場合にあっては、当該確認に係る同項の告知書にその旨を記載しておかなければならないものとする。

（光ディスク等の提出に係る税務署長の承認に関する手続の準用）

第九条の五　第九条の規定は、法第四条の三第二項において準用する法第四条第二項から第五項までの規定を適用する場合について準用する。

第十条第二項中「（第四条第一項第四号に掲げる金融商品取引業者、金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいい、外国においてこれらの者が行う業務と同種類の業務を行う者を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「又は事務所」を「、事務所その他これらに類するもの」に、「外国における」を「国外における」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第九条の改正規定及び次項の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

（光ディスク等の提出に係る税務署長の承認に関する手続に関する経過措置）

2　改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令第九条第四項（同条第一項の申請書に係る部分に限る。）の規定は、平成二十六年四月一日以後に提出する同条第一項の申請書について適用する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三